

四日市市告示第 4 0 1 号

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 7 月 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市中小企業 IoT 等活用促進事業補助金交付要綱（平成 30 年四日市市告示第 106 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) IoT 等 IoT、AI（人工知能）、<u>ビッグデータ</u>、<u>テレワーク及び非対面型ビジネスモデル</u>をいう。</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) IoT 等 IoT、AI（人工知能）<u>及び</u>ビッグデータをいう。</p> <p>(2) から (5) まで (略)</p>

改正後

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費		補助率	補助限度額
	項目	内訳		
第4条第1号に規定する事業（IoT等活用計画策定事業）	IoT等に関する研修・講座参加費	補助対象事業遂行のためにIoT等の導入に必要な各種研修・講座にかかる参加費	2/3以内	800千円
	コンサルティング委託経費	補助対象事業遂行のためにコンサルティング会社等と締結する、IoT等の導入にかかるコンサルティング委託契約に要する委託料		
	専門家依頼経費	補助対象事業遂行のために依頼した専門家によるIoT等の導入にかかる指導を受ける場合に要する謝金		
第4条第2号に規定する事業（IoT等本格導入推進事業）	システム開発委託費	補助対象事業の実施に必要なIoT等の導入にかかるシステムの開発及び設計にかかる委託費または外注費	2/3以内	1,000千円 <u>（うち機器購入費は500千円）</u>
	パッケージソフト導入費	補助対象事業のために使用されるIoT等の導入にかかるパッケージソフトの導入に要する経費		
	クラウドサービスの導入・初期費用	補助対象事業のために使用されるIoT等の導入にかかるクラウドコンピューティングの利用に要する経費（ただし、申請年度内に要する経費のみ） ※機械装置に関する費用は除く		
	コンサルティング委託経費	補助対象事業遂行のためにコンサルティング会社等と締結する、IoT等の導入にかかるコンサルティング委託契約に要する委託料		
	専門家依頼経費	補助対象事業遂行のために依頼した専門家によるIoT等の導入にかかる指導を受ける場合に要する謝金		

	<u>機器導入費</u>	<u>テレワーク及び非対面型ビジネスモデル 導入にかかる機械装置の購入費用及びレ ンタル費用</u>		
--	--------------	--	--	--

備考

1 IoT等の導入とは、次に掲げるものをいう。

(1)から(3) (略)

(4) テレワークの導入（在宅勤務、モバイル勤務等を可能とする情報通信機器等の導入による多様な勤務形態（テレワーク）のための取組を実施することをいう。）

(5) 非対面型ビジネスモデルの導入（非対面・遠隔でサービスを提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うことをいい、単なる管理ソフトの導入やホームページの作成は対象とならない。）

2 (略)

改正前

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費		補助率	補助限度額
	項目	内訳		
第4条第1号に規定する事業（IoT等活用計画策定事業）	IoT等に関する研修・講座参加費	補助対象事業遂行のためにIoT等の導入に必要な各種研修・講座にかかる参加費	2/3以内	800千円
	コンサルティング委託経費	補助対象事業遂行のためにコンサルティング会社等と締結する、IoT等の導入にかかるコンサルティング委託契約に要する委託料		
	専門家依頼経費	補助対象事業遂行のために依頼した専門家によるIoT等の導入にかかる指導を受ける場合に要する謝金		
第4条第2号に規定する事業（IoT等本格導入推進事業）	システム開発委託費	補助対象事業の実施に必要なIoT等の導入にかかるシステムの開発及び設計にかかる委託費または外注費	1/2以内	1,000千円
	パッケージソフト導入費	補助対象事業のために使用されるIoT等の導入にかかるパッケージソフトの導入に要する経費		
	クラウドサービスの導入・初期費用	補助対象事業のために使用されるIoT等の導入にかかるクラウドコンピューティングの利用に要する経費（ただし、申請年度内に要する経費のみ） ※機械装置に関する費用は除く		
	コンサルティング委託経費	補助対象事業遂行のためにコンサルティング会社等と締結する、IoT等の導入にかかるコンサルティング委託契約に要する委託料		
	専門家依頼経費	補助対象事業遂行のために依頼した専門家によるIoT等の導入にかかる指導を受ける場合に要する謝金		

備考

1 IoT等の導入とは、次に掲げるものをいう。

(1)から(3) (略)

2 (略)

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部商工課)